

確定拠出年金制度について（平成 13 年 8 月 21 日年発第 213 号） 新旧対照表

新	旧
<p>第 1 (略)</p> <p>第 2 中小事業主掛金に関する事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 中小事業主掛金の拠出に当たって届け出る書類に係る留意点</p> <p>厚生年金適用事業所の第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者として正当に選出された者であることの証明書<u>の記載事項として施行規則第 56 条の 6 第 2 項第 2 号ホ、施行規則第 56 条の 7 第 2 項第 2 号ロ及び第 3 項第 2 号ロに規定する「選出の方法」</u>については、投票、挙手、労働者の話し合い、持ち回り決議等の別、選出が行われた日時（期間）、選出の経過（結果）を記載するものであること。</p> <p>第 3～第 12 (略)</p>	<p>第 1 (略)</p> <p>第 2 中小事業主掛金に関する事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 中小事業主掛金の拠出に当たって届け出る書類に係る留意点</p> <p>厚生年金適用事業所の第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者として正当に選出された者であることの証明書<u>（施行規則様式第 16 号）に掲げる「5. 選出方法」</u>については、投票、挙手、労働者の話し合い、持ち回り決議等の別、選出が行われた日時（期間）、選出の経過（結果）を記載するものであること。</p> <p>第 3～第 12 (略)</p>